

一般貨物自動車運送業における高温・低温物との接触災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
3	11~12	物流倉庫内にてフォークリフトのLPボンベの取り外し作業中、LPボンベの安全弁を閉めたのち、フォークリフト側との切り離し作業を行った。その際、LPボンベとフォークリフトの接合部から液体ガスが濡れたので再接合を行ったとき、約1分間手袋の上から液体ガスを手に浴びて、凍傷を引き起こした。	46	10~29
6	14~15	仕分けラインにて、ドライアイスの入った荷物を仕分けする作業中、手袋をしてドライアイスを取っていたが、何度か触れているうちに両手指の先端を負傷した。軽傷と自己判断し、報告・通院もせずいたが、症状が悪化したため受診したところ、II度の熱傷と診断され、後日、当社へ事後報告があった。	54	1000~9999
6	10~11	タンクローリー作業中に、作業場が濡れていて足が滑り、右方向に体勢を崩した際、横に置いてあった熱湯の入ったバケツに右手が入り、右手肘下を熱傷した。	35	100~299
7	16~17	積み込み地で車両への積み込み作業が終了したが、その時に軽い目眩がしたため、水を購入し車両の中で待機していたところ、両足が攣ってしまい動けなくなってしまった。その後全身が痙攣し始めてしまったため、本社の担当者に連絡し、救急搬送の手配をしてもらい、病院に搬送され診断（熱中症）、治療を受けたもの。	57	30~49
7	7~8	業務開始前に作業場の扇風機を作動させようと、構内の壁にあるコンセントに延長コードのプラグを差し込み、次に本体の差込口に扇風機のプラグを差し込んだところ、延長コード本体付近のコードから火花が発生し、延長コードを持っていた右手指を火傷した。	65	100~299
		被災者は、構内作業にて見本帳の梱包作業を行っていた。構内全体は空調は無		

7	22~23	く、スポットクーラーの前で作業を行い、給水はいつでも可能な状況ではあった。ご本人からの報告では、以前からけいれんがあり、翌週もけいれんがあったとのこと。夜退勤し、自転車を手押し帰宅していたため1時間半後帰宅。その後、1時間程度休憩し、シャワーを浴びた後意識が遠のいた。	59	10~ 29
7	18~19	夕方の工場で積み込み工場を出て約300mの顧客様車庫へ行き、汗をかいたので顧客様の所でシャワーを借りトラックに戻り休憩していた時急に気分が悪くなり、足が痺れてきたので会社に電話をし救急車を呼んだ。	39	30~ 49
7	14~15	荷物を載せた後、走行するトラックの助手席に同乗中、大量の汗をかき具合が悪くなった。	56	10~ 29
7	2~3	積込作業中、ラーメンを積み込んでいたが体が痛くなり、呼吸も荒くなった。熱中症と診断された。尚、水分は充分補給していた。	53	30~ 49
7	14~15	運送倉庫内家具の荷をトラックに積み込み作業中に具合が悪くなり水分を嘔吐した。冷房の部屋で休ませるも回復せず。熱中症と診断された。	64	10~ 29
7	8~9	センターで早朝より荷卸開始。途中休憩しながら作業をしていたが、積み荷の半分位を卸した頃に気分が悪くなった。荷卸開始より4時間後事務所へ連絡し、他の業者へ荷卸しを頼んだ。およそ50分後荷卸が完了した。約50分走行し、2時間30分位休憩後、事務所に到着した。事務所到着より1時間半後に受診した。	64	10~ 29
7	15~ 16	倉庫構内にて、荷物の積み込み直後気分が悪くなり、腕がつった状態になり、水道の水をかぶったが、その後足もつった状態で動けなくなり、水等で冷やしてもらうも回復しなかった。	48	50~ 99
7	15~ 16	取引先において荷積み作業中、嘔吐し、熱中症の症状を訴えたため、病院へ運んだ。	30	10~ 29
7	21~ 22	集荷をするため停車し店内へ向かう際、下車後間もなく意識を失い倒れ、通行人に介抱してもらい救急搬送となった。診断の結果、熱中症と思われ、脱水症状が酷く、腎臓に影響があるため即日入院となり、炎症数値が下がるまで数日間入院安静となった。	43	100 ~ 299
	16~	配達を終えて荷台の整理をしていたところ、意識を喪失し、荷台から落下した。		50~

7	17	10分後程経過した時点で、警察官に介抱され意識が戻り、救急車で病院に搬送され、熱中症の症状からの意識喪失、顔面裂傷、骨折との診断を受けた。	47	99
7	14～ 15	トラック運転者が、集荷先1F倉庫で荷扱い中に気分が悪くなり、座って休んでいた。少し気分も落ちついたので立ち上がったとき、くらくらと目が回り倒れ、顎を打ち裂傷した。	52	100～ 299
7	14～ 15	昼食休憩後、敷地内に設置されたテント倉庫において、梱包作業を行っていた。1時間ほど作業を行なったところで気分が悪くなってきたので、現場にある椅子に腰かけて30分ほど休憩をとった。その後、会社内の休憩室に移動し、横になって安静にしていたが状態は良ならず、嘔吐を繰り返すようになった。	66	30～ 49
7	12～ 13	工場に向けてチップを積載して走行中、水温異常の警告音が鳴った。被災者は、運転している同乗者にそのまま工場に向かうよう指示し、その後、工場内に入構し計量器に乗った。被災者は、同乗者へ計量作業を行うように指示し、水温異常の点検をしようとタンクの蓋を開けたとき、加圧された高温の冷却水が噴出し、熱傷を負った。	65	30～ 49
7	20～ 21	営業所構内にて、車両積載車（7台積トレーラー）へ、自動車の積み込み作業を終えた後、全身が攣るような症状がでたため、病院へ行ったところ、熱中症と診断された。	41	100～ 299
7	22～ 23	体調が思わしくなかったが、水分を取り休憩しながら就業していた。その後、歩行も難しいまでの体調不良となったため受診し、熱中症の診断を受けた。	51	100～ 299
9	7～8	坂道にトラックを駐車し作業を始めようとしたところ車が後退、バランスを崩したシリンダー容器約20本が、周囲に散乱した。散乱した容器3本から、ガスもれが発生。バルブを締める時、液体のプロパンガスが大量に手に付き、凍傷になった。	29	30～ 49
9	16～ 17	営業所内にある整備場内において、バーナーで空き缶のフタの部分を切断していたところ、空き缶内に残っていたと思われる可燃性ガスにバーナーの火が引火してしまい、吹き出した炎により右手首を火傷した。	50	30～ 49

11	11～ 12	事業所内で、フォークリフトのガスボンベが空になったため、新しいボンベと交換する作業をしていた。空のボンベを新しいボンベと交換し、フォークリフトへガスを供給するホースをボンベに取り付け、バルブを開いたが、ホースがしっかりとハマっていなかったため、ホースが外れ、ガスが噴出し、両手に凍傷を負った。	34	100 ～ 299
11	10～ 11	養護老人ホーム2階食堂の奥側で夕食の下膳及び片付け作業中に、食器等運搬用ワゴン車のキャスターに躓いて転倒し、右骨盤周辺を強打した。作業を中断し、早退するが、病院がすでに受付終了となっているため、翌朝、整形外科を受診した。結果、右大腿骨骨折と診断された。	34	10～ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html